

## 江戸川区ひきこもり支援協議会設置要綱

### (設置)

第1条 ひきこもりの状態にある者（以下「ひきこもり経験者」という。）及びその家族（以下「当事者等」という。）が抱えるひきこもり期間の長期化、当事者等の年齢の高齢化等の課題を解決し、及び当事者等への切れ目のないきめ細かな支援を行うことを目的として、江戸川区ひきこもり支援協議会（以下「支援協議会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 支援協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当事者等の状況に応じた支援等を推進する施策への助言及び研究
- (2) 当事者等の状況に応じた支援の推進に係る関係機関及び関係団体との連絡、調整並びに情報共有
- (3) 前2号に掲げるもののほか、江戸川区長（以下「区長」という。）が必要と認める事項

### (組織)

第3条 支援協議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する15名以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) ひきこもり支援専門家
- (3) ひきこもり経験者
- (4) ひきこもり経験者の家族
- (5) 医療関係者
- (6) 相談支援関係者
- (7) 町会自治会関係者
- (8) 民生・児童委員
- (9) 就労支援関係者
- (10) 教育関係者
- (11) 江戸川区職員
- (12) 前各号に掲げる者のほか、区長が必要と認めた者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 支援協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、支援協議会の会務を代表し、支援協議会を総理する。
- 3 支援協議会に副会長を置き、副会長は会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(部会)

第6条 支援協議会は、必要に応じ、その所掌事項を分掌させるため部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員で組織する。

(部会長)

第7条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。

3 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指定する者が、その職務を代理する。

(招集等)

第8条 支援協議会は、会長が招集する。

2 支援協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、委員以外の者から意見等を聴取する必要がある場合は、委員以外の者に対して、支援協議会への出席、資料の提出等を求めることができる。

4 会長が必要と認めるときは、委員は、ウェブ会議システム(情報通信技術を利用する方法により、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。)により、支援協議会に出席することができる。

5 前各項の規定は、部会について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(協議会等の公開)

第9条 支援協議会及び部会(以下「協議会等」という。)は、非公開とする。

2 協議会等の議事録は、原則公開とする。ただし、議事録の記載内容のうち江戸川区情報公開条例(平成13年3月江戸川区条例第19号)の規定により非公開とする事項については、この限りでない。

(守秘義務)

第10条 委員及び第8条第3項の規定により会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、江戸川区が公表した情報については、この限りでない。

(報償)

第11条 第3条の委員(江戸川区職員を除く。)に対する報償は、別表のとおりとし、予算の範囲内で支給する。

(庶務)

第12条 協議会等の庶務は、生活援護第一課において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会等の運営に関して必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

別表（第11条関係）

区 分	報 償
学識経験者 ひきこもり支援専門家	13,000円
上記以外の委員	3,000円